

地下鉄短信(第198号) 平成27年7月10日発行

編集 (一社)日本地下鉄協会責任者 向田正博

電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187



記事 1. 平成28年度予算に係る「地下鉄事業」に関する要望活動の実施

2. 国土交通省の都市局人事異動(抜粋) (平成27年7月9日付)

3. 国土交通省都市局の配席図 (平成27年7月9日現在)

1.平成28年度予算に係る「地下鉄事業」に関する要望活動を実施しました。

国の平成27年度予算に係る概算要求を控え、7月9日(水)、当協会として「平成27年度予算に係る『地下鉄事業』に関する要望」を、国土交通省、総務省及び環境省に行いました。

国土交通省では、国土交通省鉄道局の藤田耕三局長、同局篠原康弘次長、志村務審議官、高橋俊晴技術審議官、五十嵐徹人都市鉄道政策課長等に、高島宗一郎会長(福岡市長)及び当協会専務理事小野昭生が面談し、要望書を手渡し、「福岡市七隈線の延伸」や「大規模自然災害時の新大容量蓄電池などの新規補助対象化」、「エコレールラインプロジェクト事業の充実等」、さらに「2020年東京オリンピック、パラリンピック競技大会などに係るインバウンド対策等に係る補助制度の創設」に向けた対応などの重点要望事項について要望しました。



① 本田事務次官に要望



② 藤田鉄道局長に要望

総務省では、会長及び専務理事が、二之湯智総務副大臣、大石利雄事務次官、佐藤文俊財政局長、亀水晋公営企業担当審議官、細見邦雄公営企業経営室長に面談し、要望書を手渡すとともに、特に「繰上償還制度の創設」や「企業債発行償還条件の改善」など重点要望事項について要望しました。

なお、両省の大臣など三役にも要望書を提出致しました。



①大石事務次官に要望



②佐藤自治財政局長に要望

引き続き、環境省に赴き、阿部亨理事(福岡市公営企業管理者)及び小野専務理事が、総合環境政策局環境計画課の吉野亜文課長補佐及び藤田佳久低炭素地域づくり事業推進室長に面談し、要望書を手渡すとともに、特に「エコレールラインプロジェクト事業の補助事業の充実、早期交付決定等」など重点要望事項について要望しました。なお、同省の地球環境局長などにも要望書を提出致しました。

当協会としましては、国の平成28年度予算に係る概算要求を控え、4月に開催致しました「国交省、総務省との情報交換会」でのご意見を踏まえつつ、今回の要望活動をはじめ、今後与党に対しても、要望活動を行っていくこととしておりますので、要望事項実現のため、会員各位の更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

なお、要望書は、別添のとおりです。

2. 国土交通省都市局の人事異動

(平成27年7月9日付)

| 新 | 旧 | 氏名 |
|----------------------|--------------|------|
| 辞職(岐阜県都市建築部都市公園整備局長) | 都市計画課環境計画調整官 | 足立正明 |
| 都市計画課環境計画調整官 | 大臣官房付 | 井村久行 |

3. 国土交通省都市局の配席図

(平成27年7月9日現在)

次頁参照

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加した方がよい場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: mukaida@jametro.or.jp

「地下鉄」事業に関する

要 望 書

(平成28年度予算)

平成 27 年 7 月

一般社団法人 日本地下鉄協会

一般社団法人 日本地下鉄協会

会 長 (福 岡 市 長) 高 島 宗一郎

副会長 (東京地下鉄株式会社社長) 奥 義 光

副会長 (東京都交通局長) 新 田 洋 平

副会長 (東武鉄道株式会社社長) 根 津 嘉 澄

普通會員鐵道事業者

| | |
|------------|----------------|
| 東京地下鉄(株) | 阪神電気鉄道(株) |
| 東京都 | 京浜急行電鉄(株) |
| 大阪市 | 近畿日本鉄道(株) |
| 名古屋市 | 京阪電気鉄道(株) |
| 札幌市 | 名古屋鉄道(株) |
| 横浜市 | 京王電鉄(株) |
| 神戸市 | 西武鉄道(株) |
| 京都市 | 山陽電気鉄道(株) |
| 福岡市 | 北大阪急行電鉄(株) |
| 仙台市 | 神戸電鉄(株) |
| 東日本旅客鉄道(株) | 北総鉄道(株) |
| 東京急行電鉄(株) | 埼玉高速鉄道(株) |
| 小田急電鉄(株) | 広島高速交通(株) |
| 阪急電鉄(株) | 東葉高速鉄道(株) |
| 東武鉄道(株) | 横浜高速鉄道(株) |
| 京成電鉄(株) | 大阪港トランスポートシステム |

以上 32 事業者

要 望 書

地下鉄の建設・整備とその運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下鉄は、大都市における基幹的交通手段として、安全、安心で快適な輸送サービスを提供し、人とまちと暮らしを支えるとともに、併せて、道路混雑の緩和とCO₂の排出削減等地球温暖化対策にも資するものがあります。

しかしながら、その整備には、巨額かつ長期の投資を必要とし、現下の社会経済情勢等を勘案すると、経営環境は、引き続き厳しい状況にあります。

加えて、喫緊の課題であります2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの開催に伴う施設整備等も急務であります。

つきましては、地下鉄の一層の整備と地下鉄経営の健全化を推進するため、国の平成28年度予算等において、別記の事項を実現されますよう特段のご高配をお願い申し上げます。

要 望 事 項 一 覧

I . 地下高速鉄道に係る補助金の確保と財政措置の拡充

II . 「エコレールラインプロジェクト事業」の補助金等の充実

III . 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための
財政措置

IV . 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置

I. 地下高速鉄道に係る補助金の確保と財政措置の拡充

(国土交通省、総務省)

1. 地下鉄を含む都市鉄道は、都市交通ネットワークの主軸であり、その機能と安全性の向上を図るため、予算の重点配分により、補助金の所要額を確保すること。

2. 地下高速鉄道整備事業費補助制度について、次の事項の実現を図ること。

(1) 次の鉄道施設の整備について、補助金の所要額を確保すること。

a 地下鉄ネットワークの充実

(福岡市七隈線の延伸)

b 混雑緩和と運行遅延の防止のための駅の大規模改良

c 津波、高潮等に伴う浸水対策

d トンネル、高架橋、駅等の耐震対策

e ホームドア等の新設、増設

f 高齢者や障害者のためのエレベーター等の新設、増設

(注) 特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などに備え、上記b、c、e、fの確実な整備が必要である。

(2) 次の事業について、新たに補助対象とするとともに、
所要の財政措置を講ずること。

- a 地震・津波等大規模自然災害に係る対策事業として、
停電時における非常走行用の大容量蓄電池の設置
- b 安全・防災対策のために必要な車両や保安装置の
改修・更新
- c 長寿命化を目的とした車両、変電設備や保安装置の
大規模改修・更新

(3) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの
開催に伴う鉄道施設の整備について、新たに補助制度
を創設するとともに、所要の財政措置を講ずること。

- a 訪日外国人対策等に伴うデジタルサイネージ等 ICT 化
に係る施設設備 (インバウンド対策の推進)
- b アクセシブル・ルートとなった駅等に係る施設設備の
整備 (バリアフリー対策の推進)

(4) 現在国のみが実施している「補助対象事業費に 90% を
乗じる」措置を撤廃し、地方公共団体と同額の補助とする
こと。

3. 安全かつ低コストで整備可能となるホームドア等の技術開
発を促進すること。

Ⅱ. 「エコレールラインプロジェクト事業」の補助金等の充実

(環境省、国土交通省、総務省)

「エコレールラインプロジェクト事業」については、低炭素社会の実現に向けての重要な事業であり、次の事項の実現を図ること。

- ① 補助率を1/3から1/2に引き上げるとともに、補助金の所要額を確保すること。
また、同事業について、地方財政措置を講ずること。
- ② VVVF装置や回生ブレーキに加え、軽量化する車体本体についても補助対象とすること。
- ③ 補助金の交付決定時期の早期化を図ること。
- ④ 複数年に亘る事業について、初年度事業完了後も継続して、工事が施工できるよう所要の改善を図ること。
- ⑤ 電力計測機器の購入・設置及び事業実施に不可欠な範囲の既存施設の撤去費用を補助対象とすること。

Ⅲ. 公営地下鉄事業の経営の安定及び経営基盤の強化のための財政措置

(総務省)

1. 公的資金の高金利企業債の繰上償還

公的資金の金利4%以上の企業債の残債については、全額を対象とする補償金なし繰上償還制度を創設すること。

2. 公営地下高速鉄道事業の特例債制度

再特例債制度(平成25～34年度)により発行した特例債の利子に対する新たな財政措置を講ずること。

3. 企業債の発行償還条件の改善

企業債の償還年限に係る金利について、地方公共団体金融機構資金についても、財政投融资資金同様、償還年限40年を固定金利に設定すること。

4. 資本費負担緩和債及び資本費平準化債

(1) 発行限度額及び許可要件の緩和と、利払いに対する所要の財政措置を講ずること。

(2) 公的資金の借入れも可能になるよう措置すること。

IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置

(総務省)

1. 交通事業への一般会計の負担金、補助金及び出資金について、地方交付税及びその他の交付金等による十分な財政措置を講ずること。
2. 特に、地下鉄事業における新線建設及び耐震、バリアフリー化等に係る大規模改良工事に対する出資金及び補助金について、従来と同様な制度を構築し、適切な財政措置を図ること。